様式第6号（第10条関係）

粕屋町小児・ＡＹＡ世代がん患者在宅療養生活支援事業利用取消（中止）通知書

年　　月　　日

　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　粕屋町長

　　　　年　　月　　日付けで申請された粕屋町小児・ＡＹＡ世代がん患者在宅療養生活支援事業（の変更）について、下記の理由により、取り消す（中止する）こととしましたので通知します。

記

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 利 用 者氏　　名 |  | 生年月日 | 年　　月　　日 |
| 住　　所 |  |
| （理由） |

教示

1　審査請求について

　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、町長に対して審査請求をすることができます。

　ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2　取消訴訟について

　この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、粕屋町を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において粕屋町を代表する者は、粕屋町長です。

　ただし、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。